

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年11月26日）及び資格取得日（昭和38年11月8日）を取り消し、申立期間のうち、昭和37年11月26日から38年10月1日までの期間の標準報酬月額を2万4,000円、同年10月1日から同年11月8日までの期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月26日から38年11月8日まで

私は、昭和36年7月にA社に入社して以来、39年11月に退職するまで一度も辞めたことが無いにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、同社において昭和36年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年11月26日に同資格を喪失した後、38年11月8日に同社において同資格を再取得しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、前述の被保険者名簿により、申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務しており、勤務形態及び業務内容等に変更は無かったものと認められる。

また、前述の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間において、申立人と同様にA社に係る被保険者資格を一旦喪失し、再度、同資格を取得し

ている者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿により確認できる申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から、昭和37年11月26日から38年10月1日までの期間は2万4,000円、同年10月1日から同年11月8日までの期間は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当時の資料が無く不明である。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年11月から38年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 1061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。入社してから平成 13 年 9 月までは 14 万円、同年 10 月から 16 年 5 月までは 17 万 8,000 円の給与を受け取っていたが、社会保険庁（当時）の記録において、申立期間における標準報酬月額が、当時の給与額に比較して低いことに納得できない。

申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額が社会保険庁の記録を上回る場合である。

申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から 16 年 6 月 1 日までの期間については、申立人から提出された 16 年度及び 17 年度の市民税・県民税所得・税額証明書（以下「税額証明書」という。）及び申立人に係る雇用保険受給資格者証（写し）の離職時賃金日額の記録により推認できる申立人のA社における当該期間の給与支給月額は、申立人が主張する給与支給月額とおおむね一致していることから判断すると、当該期間については、オンライン記録の標準報酬月額

よりも高額な給与が申立人に支給されていたと推認できる。

しかしながら、平成15年1月1日から16年1月1日までの期間については、前述の16年度の税額証明書に記載された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した当該期間における厚生年金保険料等の額とおおむね一致していることから、当該期間については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、平成16年1月1日から同年6月1日までの期間については、前述の17年度の税額証明書に記載された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した当該期間における厚生年金保険料等の額よりも高額であることが推認できるものの、申立人が当時から居住しているB市に照会した結果、申立人は、16年6月1日以降、国民健康保険に加入していたことが確認できることから、17年度の税額証明書に記載された社会保険料額には、申立人が16年6月1日以降に納付した国民健康保険税が含まれている可能性も否定できず、当該期間についても、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとまでは推認できない。

さらに、申立期間のうち、平成14年1月1日から15年1月1日までの期間については、B市から交付された15年度の税額証明書により推認できる申立人のA社における当該期間の給与支給月額は、申立人が主張する給与支給月額よりも低額である上、当該税額証明書に記載された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した当該期間における厚生年金保険料等の額とおおむね一致していることから、当該期間についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと推認できるほか、8年11月1日から14年1月1日までの期間については、給与明細書等の関連資料が確認できず、申立人の当該期間における給与支給月額及び厚生年金保険料等の額が、申立人が主張する額であったとは推認できない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主は、「賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除額については不明。」と回答している上、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる供述を得ることはできなかったほか、オンライン記録を確認しても、申立人の同社に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1062（事案 44 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月頃から同年 11 月頃まで

私は、申立期間において、A社で勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、年金記録確認第三者委員会に申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨申し立てたが、記録の訂正を認められなかった。

しかしながら、前回の申立てについて、年金記録確認第三者委員会から通知された文書を見ると、A社に雇い入れられた時の状況について私の主張と異なる事情が記載されているので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当初から 1 か月間だけの期間を条件として A社に勤務したと主張している上、現在の同社の事務担当者からは、「通常 1 か月程度の雇用であればアルバイト扱いとして厚生年金保険には加入させていない。」との供述を得ていること、ii) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）では、2 か月以内の期間を定めて雇用される労働者は適用除外となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たって、「A社に雇い入れられる際に、雇用期間を 1 か月間とする約束はしていない。このような約束をせずに、同社で 1 か月間程度勤務したので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人の勤務内容に係る具体的な供述から判断すると、申立

人がA社に勤務していた可能性は否定できないものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の勤務期間を特定することができない上、同社は、「雇い入れた従業員は、2か月間程度の試用期間を経過した後に社会保険に加入させていたので、1か月間程度の勤務であれば社会保険に加入させていない。」と回答している。

また、申立人については、申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できないところ、前述の被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、雇用保険の加入記録が確認できる同僚11人のうち、8人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が、雇用保険被保険者の資格取得日よりも後になっていることが確認できることから判断すると、同社は、雇用保険に加入させた従業員についても、必ずしも雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社、及び同社に係る被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった上、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 25 日から 41 年 6 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間については脱退手当金を受給したとされている。

しかし、脱退手当金を受給する手続きをした記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が確認できる上、当該裁定請求書には委任状及び領収書が添付されているところ、当該委任状には、申立人の氏名及び押印と共に、申立人が脱退手当金の受領をA社の社会保険事務担当者に委任する旨記載されているほか、当該領収書により、申立人の脱退手当金を代理受領したことが確認できる当該事務担当者は、申立期間当時、同社は脱退手当金の代理請求及び代理受領を行っていた旨供述していることから判断すると、申立期間に係る脱退手当金についても、同社による代理請求及び代理受領がなされたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和41年9月9日に支給決定されており、前述の脱退手当金裁定請求書等に記載されている支給日と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び元役員の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の元事業主は、「手取り額が多い方が良いからと社会保険の加入を拒む者もいた。」と供述しており、前述の元役員とは別の元役員も、「当時、社会保険の加入を拒む者がいたことなどの事情から、従業員全員を社会保険に加入させていたわけではなかった。」と供述しているところ、申立人及び前述の元事業主が、A社の従業員として記憶している同僚については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にその氏名を確認できない上、当該被保険者原票により確認できる申立期間当時の被保険者数は、複数の同僚の供述により推認できる申立期間当時の同社の従業員数よりも少ないことから判断すると、申立期間当時、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の元事業主は、「申立人の勤務期間は数か月間程度であったと思う。厚生年金保険には、勤務開始後、数年経てから加入させる者もいたことを記憶している。」と供述しており、前述の申立人を記憶している元役員も、「当時、試用期間があったかもしれない。」と供述しているところ、前述の被保険者原票によると、元事業主が会社設立時からA社に勤務していたとする同僚、及び自身が会社設立時から同社に勤務していたとする同僚については、同社が

厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和53年5月1日）よりも約7年後及び約2年半後にそれぞれ同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、自身が同社で勤務を開始した時期と被保険者資格取得時期は一致していない旨供述している同僚も確認できることから判断すると、申立期間当時、同社は、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社は、「申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除については、資料が無く不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票において、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。